

山形広域環境事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

〔平成17年7月〕
山広環条例第1号

改正 平成29年3月山広環条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年9月末日までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 任免及び職員数の状況
- (2) 人事評価の状況
- (3) 給与の状況
- (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 休業の状況
- (6) 分限及び懲戒の処分の状況
- (7) サービスの状況
- (8) 退職管理の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 福祉及び利益の保護の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(平成29条例2・一部改正)

(公表の時期)

第4条 管理者は、第2条及び法第58条の2第2項の規定による報告を受けたときは毎年11月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び法第58条の2第2項の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 山形広域環境事務組合公告式条例(昭和43年共衛条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月改正)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。